

令和2年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

各宛て

神戸市会議長 壬 生 潤

子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員の定数改善を
求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月から全国の学校で一斉に臨時休業が行われました。同年6月1日に再開された学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けていますが、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を教職員が十分に確保することが困難な状況になっています。

一人一人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるために、地方自治体は安定的に教職員を配置し、教育環境を整備していく必要がありますが、そのためには、加配措置ではなく、国庫負担に裏付けされた計画的な教職員の定数改善が欠かせません。

独自に人的措置を講じている地方自治体もありますが、地方自治体間で教育格差が生じることや、厳しい状況にある地方自治体の財政を更に圧迫するといった問題があるため、住む場所にかかわらず一定水準の教育を子供たちに提供することは国によって実現していくべきです。

よって、国におかれては、令和3年度の予算編成において下記の事項に取り組まれるよう、強く要望します。

記

1. 子供たちの教育環境を改善するため、計画的に教職員定数を改善すること。
具体的には、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、35人以下学級体制の着実な推進を図ること。
 2. 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。